

意見の概要

1 意見書による意見の概要

区分	意見の概要
植物、動物、生態系	<p>尾駈沼湖岸に匹敵する規模の塩性湿原は、県内に他に存在せず、塩性湿原に特異的に出現する種類は、昆虫類や植物において少なくないと考えられることから、尾駈沼南東岸についての生物のインベントリー調査（網羅的種類確認）を行う。</p> <p>尾駈沼南岸の沖付地区開発は必要最小限であるべき。開発範囲の決定にあたっては、湖岸のうち、既にある程度の開発が進んでいる地点と、自然度の高い地点の植性その他を調査し、既存の開発の影響を評価する必要がある。</p>
	<p>人工の照明により、動植物の日長の計測機構が攪乱されると、開花や休眠といった生活史が乱れ、生態系に影響が及ぶことが危惧されることから、尾駈沼南東岸について光害の有無と程度を調査する。</p> <p>環境を保全する範囲の湿原には、なるべく人工の光が差し込まないようにする配慮も必要。</p>

2 説明会での意見の概要

区分	意見の概要
	なし